

議案第176号

静岡市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する 基準を定める条例の一部改正について

静岡市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年4月28日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

静岡市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年静岡市条例第107号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第2号の表中「同条第3項第2号、第3号及び第9号」を「同条第3項第3号、第4号及び第10号」に、「外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができると認められるものに限る。）を有する付室」を「付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）」に改める。

附 則

この条例は、平成28年6月1日から施行する。